

化学製品 PL 相談センター

2024 年度活動報告書

本編



ヤマガラ

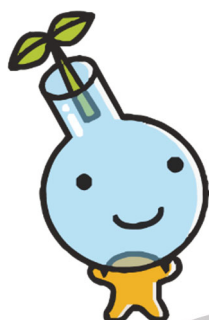
2025 年 6 月発行

編集・発行

化学製品 PL 相談センター

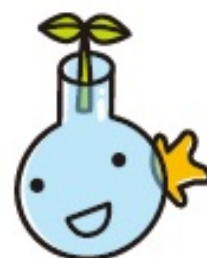


一般社団法人 日本化学工業協会
Japan Chemical Industry Association



目 次

◇ 化学製品 PL 相談センターとは……………	2
◇ 巻頭言 「先入観を捨て対話をすれば解決可能な問題もある?!」	
主婦連合会 参与・環境部長 有田 芳子 ……	3
◇ 2024 年度の活動の概況	
（1）受付相談件数……………	5
（2）クレーム関連相談の内容……………	7
（3）一般相談について……………	8
◇ 2024 年度の主な相談内容・状況について	
（1）事故クレーム関連の相談から…「製品の漏れによる財産被害」 ……	10
（2）越境 EC サイトで購入した製品の安全性についての相談……………	10
（3）P F A S に関する相談……………	11
（4）ニオイや臭いに関する相談……………	12
（5）その他の特徴的な相談……………	13
◇ ウェブサイトのリニューアル 新サイトへの移行について……………	14
◇ 2024 年度の「ちょっと注目」から……………	15
◇ 2024 年度の「コラム」から……………	21
◇ 2024 年度の主な対外活動……………	23
◇ おわりに……………	24



◇ 化学製品 PL 相談センターとは

化学製品PL相談センターは、消費者、事業者、全国の消費生活センターなどから寄せられる化学製品に関連した様々な相談に専門的な立場からお答えしてする民間の機関です。

【関連機関との交流】

- ・関連省庁
- ・消費生活センター
- ・他業界のPLセンター
- ・関連の業界団体 等

【電話相談】

平日 9:30～12:00
13:00～16:00
フリーダイヤル 0120-886-931

【啓発講座（講師）】

一般消費者
消費生活センターの相談員
事業者
化学製品の事故を防ぐための啓発講座

【情報提供】

ウェブサイト



2025年度 サイト改定予定

アクティビティノート
(月次報告書)活動報告書
(年次報告書)

啓発冊子



化学製品 PL 相談センターは、1994 年に製造物責任(PL)法が制定された際に、製品分野ごとの専門的な知見を活用した裁判によらない紛争処理体制整備の必要性から、一般社団法人日本化学工業協会内の独立組織として設立されました。2025 年 6 月に創立 30 周年を迎えます。

当センターは、消費者だけでなく事業者や全国の消費生活センターなどから寄せられる、化学製品に関連したさまざまな相談に、専門的な立場からお答えしています。また、化学製品による事故を未然に防ぐために、ウェブサイトでの情報発信や啓発冊子での情報発信、出前講座による啓発活動にも力を入れています。出前講座は、一般消費者向け、消費生活センター等の相談員向け、事業者向けと、内容は出来る限り依頼者の要望にお応えしています。

当センターのアクティビティは月次報告『アクティビティノート』をウェブサイトで一般公開しています。『アクティビティノート』には全相談の内容と回答を掲載するほか、化学製品や PL 事故に関連したレポートの『化学製品PLレポート』、製品事故を防ぐための情報の『ちょっと注目』、PL 法や化学全般に関連した豆知識の『コラム』等の関連情報も掲載しています。

なお、2025 年 7 月にウェブサイトをリニューアルいたしました。今後、より多くの皆さまに情報をお届けし「化学に関する心配ごとを自分で解決する」お手伝いができるように取り組んでいきます。

化学製品PL相談センターの相談対象製品

【日常生活用品】 洗剤・洗浄剤、シャンプー、柔軟剤、漂白剤、カビ取り剤、殺虫剤、防虫剤、芳香剤・消臭剤、接着剤、塗料、自動車ワックス、エアゾール製品、食品添加物、農薬、肥料、プラスチック製品など
【企業間で取引される中間原料、汎用化学品】 化学薬品、基礎化学品、試薬、産業用プラスチック製品、産業用ゴム製品など
※食品は除きます。また、医薬品、化粧品、建材は別に該当のPLセンターがあります。

◇巻頭言 先入観を捨て対話をすれば解決可能な問題もある？！

主婦連合会
 参与・環境部長 有田 芳子

主婦連環境部では、これまでに、幼児用玩具の試買調査で検査機関に検査依頼を行い、幼児用アクセサリーから高濃度の鉛を検出し、経済産業省、厚生労働省、メーカーに改善を申し入れたこともあります。また、100 均のパーソナルケア用品の防腐剤について調べたところ指定された防腐剤は検出されず、かわりに高濃度のホルムアルデヒドが検出されたこともありメーカーに電話を入れましたが全く連絡が取れませんでした。その事業所がある保健所にも連絡を入れましたが、何が問題なのか全く理解して貰えずがっかりした経験もあります。

最近では、食用塩を試買調査、検査機関で調べてもらった結果、昔ながらの製法で作られた食用塩から異物がみつかりました。いわゆるマイクロプラスチックと呼ばれるもので、異物の成分を調べてもらった結果、漁網に使われる繊維と同じ成分でした。今年度は、環境部と衣料部でコラボし、幼児用衣料で使われている染料などの検査を行う予定で動いています。

昨年、主婦連合会事務局へ問い合わせ電話がありました。内容は、「柔軟仕上げ剤や洗剤の香害について主婦連では反対運動はしないのか？」というものでした。主婦連合会として関わっている化学製品 PL 相談センター運営委員会で香害に対して対話していること、香害・マイクロプラスチックの問題について石鹼洗剤工業会と意見交換した事、また、国民生活センター、消費者庁、環境省の香害についての考え方をメールにて回答しました。主婦連合会としては拳を振り上げて反対運動は行っていないが、過去にメーカーと対話を行い真摯に傾聴してくれた。以前に比べれば、嫌な強い香りは無いように思うと回答しました。

しかし、数か月後、公的機関で相談業務をされていた主婦連会員の方からドラム式洗濯機用液体洗剤の匂い残りがきつい、また、すすぎ洗い 1 回で良いと書いているけれど 1 回だと匂いが強過ぎ、2 回洗っても匂いが残っている。ドラム式は縦型洗濯機にくらべ水の使用量が少なく、すすぎ 1 回で 2 回洗いと洗剤の量は同じで良いのかという問題意識もあったのだと思います。メーカーの相談室に電話したが、柔軟剤や洗剤に含まれる香料について「製品の安全性は最優先事項で科学的な知見に基づいて健康や環境への安全性が確認されたものを使用している」「香りについては人によって嗜好が異なる。適正な使用量を守り、周囲への配慮をお願いしたい」との回答で相談対応の態度がなっていないと、その方は怒り心頭で矛先は私にも向きました。

香りは好みの問題というのはよく理解できますし、慣れるということも理解できます。私はミント系や柑橘系が好み。ただし、その香りがほのかな香りであればよいのですが、表示通りに適正量を守るとやや香りが強く感じる製品もあります。香りは好みや慣れもあるので説明されても、ほのかな香りが好みの人は洗剤の量を少なくすれば汚れが落ちないのではと考えてしまいます。ある洗剤の CM では香りで洗うという表現があり、蛋白質や油脂を分解する香りがあるのか、香りの何という成分で汚れが落ちるのか教えてほしいと CM の度に思います。濡れ戻り臭、汗臭、生乾き臭、おとな脂臭などを抑える香り成分配合の洗剤や柔軟仕上げ剤は、これまでの消費者の洗濯悩みを解決するために開発したのだと思いますが、香り成分を上手く機能させる為に使われているのはマイクロプラスチックカプセルだという話もあります。

香りの問題と同様、全く解決しないのではないかとと思われる問題に(マイクロ)プラスチック問題、散布時期や使用方法を守ればミツバチ問題は解決できると考えていたネオニコチノイド系農薬問題、リスクで判断し利便性等からすべて禁止できないと考えていた PFAS 問題などは、外部から分かりやすく怖い情報が入れば一部の人は直ぐに分かりやすい怖さに引き戻されます。

私の情報が書き直されるような新たな怖い事例でもあったのかもしれない、エビデンスがあるのかもしれないと調べてみると、そうではなく古い情報のまま書かれていることが分かりガッカリします。

昨年 12 月に、毎年行われている東京地区消費者対話に参加しました。この取り組みは、化学製品に関する環境・健康・安全確保に対する企業の取組みなどの理解と国内外の化学品に関わる情報の共有化、消費者団体等との信頼関係と相互理解を目的として 1998 年以来継続されているものです。昨年は、三菱ケミカル(株) 鶴見地区関東事業所を見学し、「PFOS、PFOA に関連する規制動向および業界の取組み状況」を聞くことが出来ました。主婦連会員数人からは「難しすぎてわからなかった」という感想がありました。私は、以前から火災などで道路にあふれ出た泡消火剤の処分方法が気になっていた事もあり、岡山での産廃 PFOS が河川に流れ出て飲料水を汚染した事故について質問をしました。参加されていた企業の方から、専門用語を避け一般の人にも理解しやすい言葉で、事故原因である処分方法のまずさについて説明があり、その回答を聞くことが出来て疑問が解決しました。昨年度の工場見学は、製造ラインを見ることができない工場だったのですが、環境を汚染しない工夫や管理を知ることが出来たと参加したメンバーはとても満足したようでした。

共に日本化学工業協会が関わっていますが、化学製品 PL 相談センター運営協議会と消費者対話事務局が違うので、両方に関わっている私が動けばよいことだと思いますが、今年度は化学製品 PL 相談センター運営委員にも参加の枠を広げてほしいと考えています。

◇ 2024 年度の活動の概況

(1) 受付相談件数

● 2024 年度は前年比 103%と微増。一般相談が増加

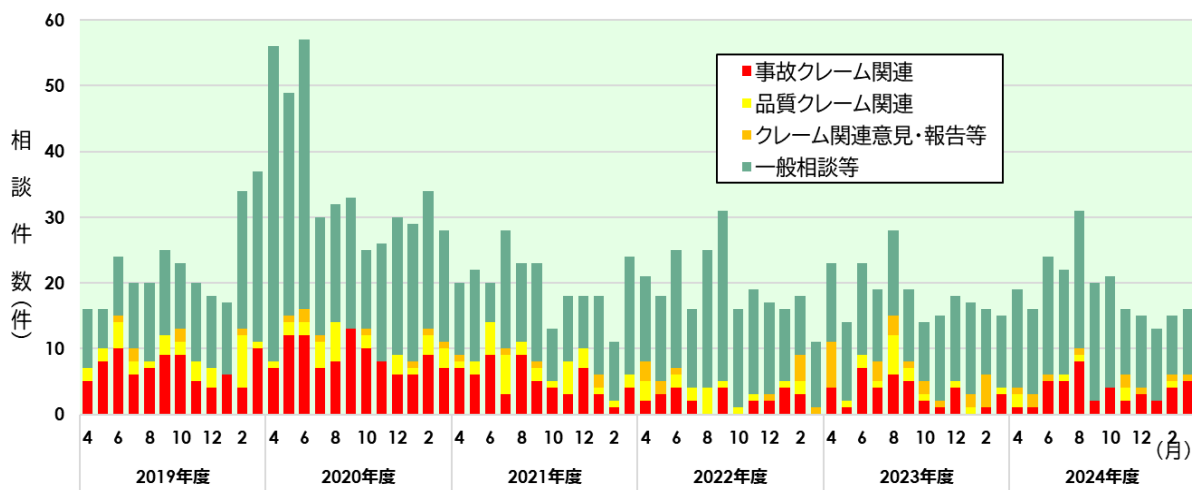
2024 年度(2024 年 4 月～2025 年 3 月)における相談等の受付状況は表-1 の通りです。総受付件数は 228 件(前年比 103%)、月平均 19 件となりました。クレーム関連の相談(事故クレーム、品質クレーム、クレーム関連意見・報告等を含む)は 59 件(同 76%)と昨年より減少しました。一方、一般相談等は 169 件(同 118%)と増加し、全体に占める割合は 74%でした。

表-1 2024 年度 相談受付状況(総実働日数 244 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者	28 (%)	7 (88%)	7 (33%)	114 (124%)	-	156 (103%)	68%
消費生活 C・行政	10 (143%)	-	3 (100%)	27 (96%)	-	40 (87%)	18%
事業者・ 事業者団体	4 (-)	-	-	25 (114%)	-	29 (132%)	13%
メディア・ その他	-	-	-	3 (300%)	-	3 (300%)	1%
合計	42 (111%)	7 (44%)	10 (42%)	169 (118%)	0	228 (103%)	
構成比	18%	3%	4%	74%	-		100%

* (カッコ)内は件数の前年比

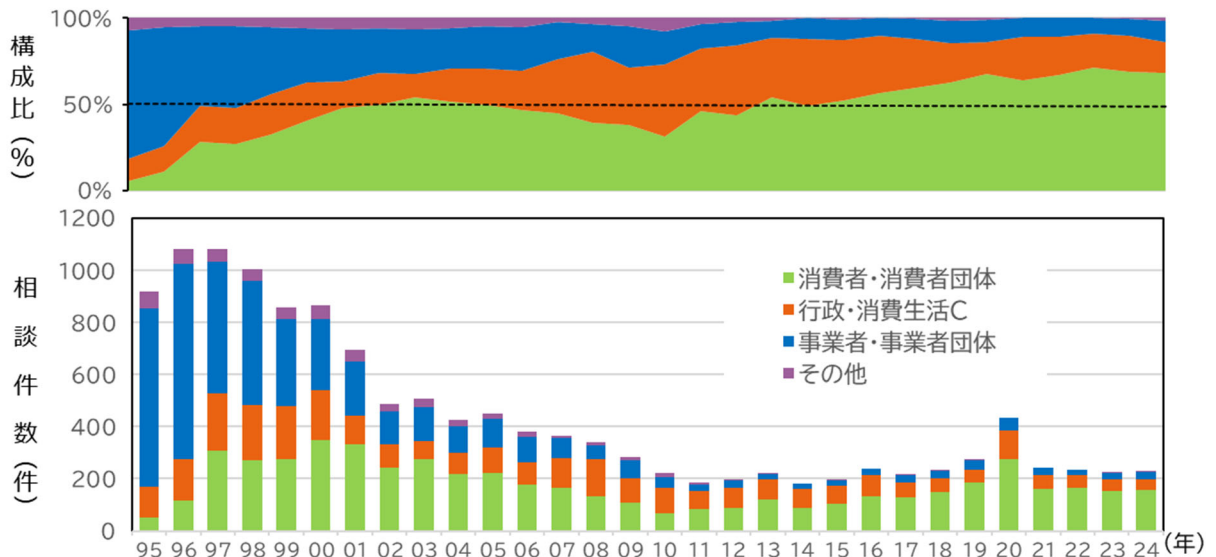
過去 6 年間の月別相談受付状況をグラフ-1 に示します。国内で新型コロナウイルス感染症の拡大が初めて広がった第 1 波の頃から、相談件数は増加し、2020 年 4～6 月に相談件数はピークとなりましたが、同年 6 月に行政から感染予防に関する情報が公開された以降、相談件数は減少し、2021 年度には新型コロナウイルス感染症に関する相談はほぼ終息し、現在に至っています。



グラフ-1 月別相談件数の推移(2019 年度から 2024 年度)

●消費者からの相談が約 70%、ネット情報も活用。消費生活 C 等行政関与の相談は 50%

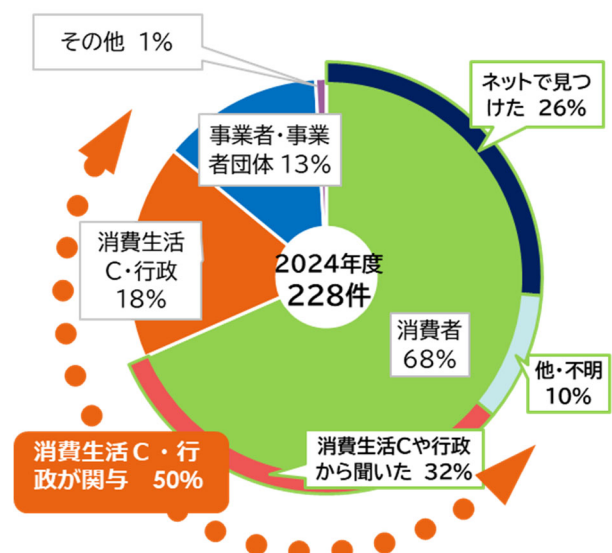
グラフ-2 では、相談者別の相談件数と割合を創立の 1995 年から示しています。当センター創立当初は、日化協会を中心とした事業者側からの相談が多く寄せられていましたが、2000 年頃から事業者からの相談は減少しました。これは、事業者・事業者団体のリスクアセスメントや自社内の体制が強化されてきたことが原因と思われます。最近では、消費者からの相談が約 7 割前後で推移しています。



グラフ-2 相談者別受付件数と構成比の推移

グラフ-3 は、本年の相談の相談者別の構成比を示しています。消費者からの相談の場合、当センターを知った経緯も示しています。消費者からの相談は、全体の 68%を占めますが、消費生活センターなど(以降消費生活C)から当センターを紹介された人は全体の 32%、ネットで調べて相談をしてきた人は 26%でした。消費生活Cなどから直接寄せられた相談 18%を合わせると、相談全体の 50%は、消費生活Cや行政が関与している相談となっています。消費生活Cに化学に関する専門知識が必要な相談が入った際に、当センターに対応移管を希望される場合もあります。化学製品の成分や働き、安全性などをわかりやすく説明し、消費者の不安を解消していただくだけでなく、相談員の方の理解も深めていただけるように努めています。

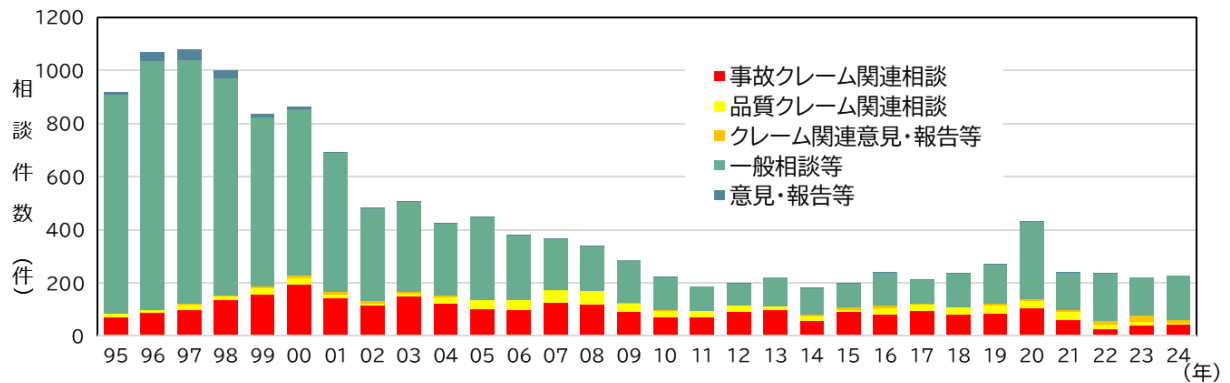
また、ネットで当センターを調べてから相談をしてくる消費者に対しては、「相談しなくても自己解決ができる」情報を発信することで、不安を解消できるよう、発信情報を強化していくことを目指しています。



グラフ-3 相談者別構成比と消費者の認知元

●クレーム関連の相談が昨年より減少。一般相談は増加

グラフ-4 は相談内容別の相談件数について、創立の 1995 年から比較したものです。創立当初、事



グラフ-4 内容区別受付件数の推移

業者からの相談が多かった時代は、一般相談の比率が高かった事が見受けられます。近年では、クレーム関連相談は約3割、一般相談が7割程度の比率を占めています。昨年と比較すると、クレーム関連相談が減少していますが、拡大被害のない品質クレームの相談と、「柔軟剤などのニオイ」に関する相談が減少したことが主な要因です。一般相談では、「越境 EC サイトで購入した製品の安全性」に関する相談が新たに26件寄せられたことが、主な増加要因となっています。

(2) クレーム関連相談の内容

本年も広範にわたる製品について、身体被害や、財産被害、製品の品質不良を訴える相談が寄せられました。総件数については59件と2023年78件から減少(前年比76%)しています。拡大被害の種類の件数を表-2、商品群別の商品群別のクレーム相談件数を表-3にまとめました。

表-2 事故内容別 クレーム関連※相談件数

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
身体被害	死亡	0	0	0	0
	体調不良	42	17	21	22
	皮膚障害	9	8	8	3
	眼	2	0	0	1
	熱傷	0	0	0	1
	頭髮	0	0	0	0
	腹痛	0	0	0	0
	開放創	0	0	0	0
	合計	53	25	29	27
財産被害	家財	8	11	6	12
	自動車	3	0	0	2
	衣類	0	1	1	1
	身の回り品	0	1	2	1
	動植物	2	0	0	1
拡大被害なし(品質・性能)		31	17	40	15
合 計		97	55	78	59

※「事故クレーム関連相談」、「品質クレーム関連相談」および「クレーム関連意見・報告等」をあわせた数字です。

身体被害としては、体調不良(22件)が最も多く寄せられました。内訳は、「リフォームや外壁・塗装工事際の臭いで体調不良になった」「防虫剤の臭いが強く体調不良になった」など、特有の臭いによるものが多く、また「アレルギー体質の方からのアナフィラキシーショック」の相談も1件寄せられました。皮膚障害(3件)については、「クールネックリングの中身が漏れてかぶれた」という夏の猛暑ならではの相

談が入りました。昨年、最も多かった「柔軟剤」のニオイに関するについては、2023 年度は 17 件から 8 件と減少しました。

財産被害は昨年より増加し 15 件寄せられました。財産の被害は「洗剤・洗淨剤」が最も多く、6 件でした。また、塩化カルシウムを主成分とする除湿剤の漏れによる被害が 2 件、車用芳香剤による車内装の破損が 2 件など寄せられました。なお、本年は、拡大被害のない品質クレームは減少しました。

表-3 商品群別 クレーム関連※相談件数

2021年度 (件)	2022年度 (件)	2023年度 (件)	2024年度 (件)	順位
洗剤・洗淨剤 14	洗剤・洗淨剤 8	柔軟剤 17	洗剤・洗淨剤 9	1
その他生活用品 13	家電製品 6	洗剤・洗淨剤 8	柔軟剤 8	2
プラスチック製品 10	その他生活用品 5	建材 8	塗料 6	3
家電製品 8	柔軟剤 5	その他生活用品 7	建材 5	4
化粧品 7	抗菌剤・除菌剤 4	繊維製品 6	化粧品 5	5
建材 7	芳香剤・消臭剤 4	芳香剤・消臭剤 5	オートケミカル 3	6
殺虫剤・防虫剤 6	建材 4	塗料 4	プラスチック製品 2	7
柔軟剤 5	化粧品 4	化粧品 4	除湿剤 2	
抗菌剤・除菌剤 4	家具 4	家具 4	抗菌剤 2	
芳香剤・消臭剤 4	入浴剤 2	家電製品 3	防虫剤 2	
不明 4	プラスチック製品 2	殺虫剤 3	芳香剤・消臭剤 2	
家具 4	塗料 2	プラスチック製品 2	繊維製品 2	
塗料 4	繊維製品 2	抗菌剤 1	不明 2	
繊維製品 3	漂白剤 1	染毛剤 1	殺虫剤 1	14
農薬 2	防虫剤 1	接着剤 1	漂白剤 1	
オートケミカル他 1	その他 1	防蟻剤 1	その他の製品 7	
97件	55件	78件	59件	

※ 「事故クレーム関連相談」、「品質クレーム関連相談」および「クレーム関連意見・報告等」をあわせた数字です。

※ 個別に分類しにくい日常生活用品等を、「その他生活用品」に分類しています。

(3)一般相談について

本年は、一般相談は 169 件(前年比 118%)と増加しました。問い合わせの内容を表-4 に示します。「化学製品・化学物質の安全性について」が一般相談の 76%を占めます。詳細は後に示しますが、本年は「越境 EC で購入した製品の安全性について」の相談が 26 件と最も多く寄せられ、うち「繊維製品」の相談が 18 件と約 7 割を占めました。安全性については、「フッ素樹脂加工のフライパン」が 4 件、建材の「シーリング剤」3 件の他、さまざまな製品や物質について相談が寄せられました。

PL 法についての相談は 10 件、うち 8 件が事業者からの相談、2 件が消費生活センターからの相談でした。消費生活センターからの相談はいずれも「事例が PL 法に該当するか」との内容です。当センターでは、基本的に管轄省庁である消費者庁の製造物責任(PL)法の逐条解説¹や Q&A²に基づいた回答をしています。

¹ 製造物責任(PL)法の逐条解説 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/

² 製造物責任法の概要 Q&A https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_qa.html

表-4 一般相談 内容別・相談者別相談件数

	消費者	消費生活 C・行政	事業者	その他	計
化学物質・化学製品の安全性	95	21	10	2	128
化学物質・化学製品（安全性以外）	15	2	7		24
P L 法		2	8		10
法規（P L 法以外）	3	1			4
その他	1	1	1		3
総計	114	27	26	2	169

注)本文中の「相談者区分」、「相談内容区分」は下記の通りです。

相談者区分

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

相談内容区分

消費者	一般消費者、消費者団体
事業者	製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合(財団法人・社団法人を含む)、個人営業者など専ら製造物を扱う法人・個人、農業・漁業従事者など
消費生活C	消費生活センター、国民生活センター、消費生活センターを管掌する自治体の消費者行政部門、経済産業省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・消費者庁などの消費者行政担当部門および関係機関
その他	マスコミ、雑誌、プレス(業界紙)、弁護士、コンサルタント、民間ADR、検査機関、医療機関、保健所、水道局、消防局、教育機関、図書館、保険会社など直接製造物を取り扱わない法人・個人

◇ 2024 年度の主な相談内容・状況について

(1) 事故クレーム関連の相談から…「製品の漏れによる財産被害」

相談事例 1 <除湿剤>

写真館で桐のトレーに 2 枚ずつ着物をいれて保管している。ホームセンターで購入した除湿剤をトレーの上下に入れ、布で着物と接しないようにして保管していた。除湿剤を入れて 2 か月程度だが、除湿剤の中に溜まった水分が染み出して、着物とトレーが変色している。購入したホームセンターの店員が状況を見に来たが、補償できないといっただけで、原因など何も教えてくれなかった。除湿剤は 1 つずつ袋に包まれ、袋には「この面を上にして使う」としか書かれていなかった。変色した着物の回復方法をクリーニング店で相談したが、回復は難しいと言われている。除湿剤のメーカーで対応してくれないのだろうか。<事業者>

相談事例 2 <自動車用芳香剤>

エアコン吹き出し口にとりつける芳香剤を設置し、標高 2000m くらいの場所までドライブ後、中味の液が漏れた。拭き取ったが、ダッシュボードが一部溶けた。メーカーに伝えたところ、製品の表示に「万一香料オイルがこぼれた場合はすぐに拭き取る。内装を損傷する可能性があります。」と記載しており、製品を購入した費用の返金もしくは製品の交換以外の対応はできないと言われた。車の内装の修理などをメーカーに依頼できないだろうか。県の消費生活センターからメーカーへの車の修理を要求することは難しいと言われているが、化学製品 PL 相談センターにも確認することを紹介された。<消費者>

どちらの相談も、製品に注意表示は記載されていましたが、トラブル時の対応方法などわかりにくい表示でした。共に日常的に使用する製品で、気軽に使えるものではありませんが、使い方によっては大きな被害となることがあります。除湿剤については、アクティビティノートの「ちょっと注目」(335 号、336 号)で 2 回に分けて取り上げ、事例と共に正しい使用方法や使用上の注意を紹介しました(17 ページ参照)。

(2) 越境 EC サイトで購入した製品の安全性についての相談

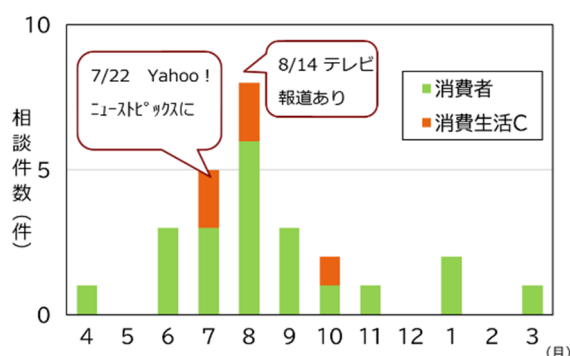
「越境 EC サイトで販売されている製品に、韓国の基準値を超える発がん性物質などが検出された」という韓国の報道を受け、5 月から 8 月にかけてネットニュースや SNS で情報が広がったことにより、当センターに製品の安全性についての問い合わせが 26 件寄せられました(グラフ-5)。

相談事例 1 <製品の化学物質が心配>

インターネットの販売サイト〇〇で服や靴、カバンを購入している。ネットニュースで「〇〇の製品から自国での基準値よりも高い濃度のホルムアルデヒドやフタル酸エステルが検出された」との報道を見た。購入した製品を置くと、部屋に有害物質が飛散し、子供に害があるのではないかと心配になった。製品は廃棄した方がよいだろうか。<消費者>

相談事例 2 <玩具の安全性について>

母から、5 才の孫に対して越境 EC サイト〇〇で購入した玩具や装飾品や服をたくさんもらった。小さな着せ替え人形の装飾品やままごとで使う食品玩具、ぬいぐるみ、装飾モールなどである。韓国の行政機関の検査で危険な成分が検出されたというネットニュースを見た



グラフ-5 越境 EC 関連の月別相談件数

ので、カドミウムやフタル酸エルテルなどが心配である。娘は5才なので、玩具をなめ回すことはないと思うが、触れた手を口にいれる可能性はある。長期にわたって使用した場合の影響も心配である。国内ECサイトで購入した場合でも、海外の事業者が販売しているものもあるが、それと同じと考えてよいのか。<消費者>

対象品目は「繊維製品」が最も多く18件、特に子供服や寝具に関する相談が多く、その他にも、食器やおもちゃなど、子供に使用する製品についての相談が寄せられました。心配な物質としては、『ホルムアルデヒド』『鉛』『可塑剤』『芳香族アミン』などの名が上げられました。いずれも、ネットニュースなどで記事に取り上げられた物質です。

当センターでは、主に下記のような内容を回答しています。

- ・国内の家庭用品の成分に対する規定として「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(家庭用品規制法)」や、「食品衛生法」の乳幼児用玩具の規定などがあることを伝えています。
- ・特に相談の多かったホルムアルデヒドに関しては、ホルムアルデヒドは水溶性であり、洗濯をすることによって濃度が減少していくことを伝えています。
- ・相談者が越境ECについて知らない場合、過去の消費者庁の注意喚起³を紹介し、「越境ECは個人輸入に相当するため、国内の安全基準を満たしていない場合もある」ことと、個人輸入を選択した場合は自己責任が伴うことを伝えています。

なお、製品安全4法⁴の2024年6月の改正により、2025年12月末からは、海外事業者が日本の消費者に直接製品を販売する場合、特定輸入事業者として日本国内に国内管理人を選任することなどが義務づけられることから、越境ECの製品の安全性に対して、消費者のより安全な製品の使用環境が推進され、このような問い合わせが減少していくと思われます。

(3) PFASに関する相談

2024年度も、前年に引き続き、有機フッ素化合物(PFAS)に関する相談が5件(前年9件)寄せられました。水道水中のPFOA(ペルフルオロオクタン酸)とPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)の濃度についての報道が多くあり、2026年から水道水中の水質基準の項目になることから、不安の声が主にフッ素樹脂加工のフライパン(4件)についての相談が寄せられています。

相談事例 <フッ素樹脂の安全性について>

自宅で使っているフッ素樹脂加工のフライパンの表面がはがれてきており、焦げ付くようになってきた。はがれた破片が口の中に入ったのではないかと思います。水道水中のPFASの有害性について、ニュースなどで報道されており心配になった。消費生活センターに電話をしたら、化学製品PL相談センターを紹介された。<消費者>

当センターにおいては、フッ素樹脂加工については、現在は下記のような回答をしています。

PFAS(Per- and Poly Fluoro Alkyl Substances: パー/ポリフルオロアルキル化合物)は、有機フッ素化合物を表す総称であり、非常に多くの種類があります。環境中では分解されにくいとされています。その中でも炭素数が8個のPFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)、PF

³ 消費者庁注意喚起:海外の製品を並行輸入品や個人輸入品として購入するときの注意点(2019年08月30日)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/016365/>

⁴ 「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」「消費生活用製品安全法」の4法律

OA(パーフルオロオクタン酸)、および炭素数が 6 個の PFHxS(パーフルオロヘキサンスルホン酸)については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)⁵の対象物質であり、国内においても「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)」に基づく第一種特定化学物質に指定され、その製造及び輸入が原則禁止されています。

一方、フッ素樹脂とは、PFOS、PFOA、PFHxS とは全く異なり、高分子化合物でプラスチックの一種です。フライパンなどの調理器具のコーティング材として使用されており、仮に剥がれたコーティング材が体内に入ったとしても吸収されず、そのまま排出されます。フッ素樹脂の安全性については、食品安全委員会がファクトシート(化学的知見に基づく概要書)⁶を公開しています。

また、調理器具であるフライパンに使われる樹脂は、食品衛生法における食品用器具及び容器包装として、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度が定められており、製品としての材質試験及び溶出試験の規格基準が定められ、その安全性が確保されています。

なお、化学物質の規制については、国内外で見直しが絶えず実施されているため、その時点での「正しい情報」「検討されているが決まっていない情報」など、伝え方に気を付けながら、受け取り手にわかりやすくお伝えするように努めています。

(4) ニオイや臭い⁷に関する相談

化学製品PL相談センターには、製品に賦香されたニオイに関する相談が本年も寄せられています。2024 年は柔軟剤のニオイに関する相談は減少(17→8 件)しました。

相談事例 <柔軟剤の香りを規制してほしい>

外出先などで他人が使用している柔軟剤のニオイを嗅ぐと体調が悪くなる。隣の家や美容院でニオイがした時は製品が特定できたので、それぞれのメーカーに電話をしたが、対応は何もしてくれそうもない。自宅周辺に自身が柔軟剤のニオイで体調不良となる旨を記した紙を配布している。ニオイのある柔軟剤が販売されている限り、自分を含めた健康被害はならないと思う。柔軟剤のニオイに関して行政に働きかけ規制してほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。<消費者>

「柔軟剤」などの製品に賦香されたニオイについては、相談者の気持ちを受け止めながら、行政が作成したポスターの内容(使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なことなど)を説明するとともに、当センターとしても声をいただいたことを記録し、行政や関連団体と共有していくことを伝えています。

一方、賦香されたニオイではなく、塗料や建材などの臭いの相談も寄せられています。「建材」や「塗料」などの臭いについては、建築基準法での規制⁸や厚生労働省が濃度指針値を決めた揮発性有機

⁵ 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT 等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約

⁶ 食品安全委員会:フッ素樹脂ファクトシート https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf

⁷ 「臭い」と「ニオイ」の区別について:不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することとしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合(ガス臭等)は「臭い」とすることとしています。

⁸ 快適で健康的な住宅で暮らすために 建築基準法に基づくシックハウス対策 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/sickhouse-R4.pdf>

物質(VOC)⁹についての説明などを行い、室内であれば換気をよくすること、施工事業者に相談をすることなどをお伝えしています。

(5) その他の特徴的な相談

○クールネックリングによる皮膚障害・・・今後の事故発生を注視

相談事例 <クールネックリングが破損して液が肌につき皮膚トラブル>

2週間ほど前、ゴルフ中に首周りに装着するリング状の保冷剤が破れ、服や全身に中の液がかかってしまった。身体は洗ったが、ベタベタがなかなか取れなかった。3日後、かゆみがひどく皮膚科に通院して薬をもらったが、なかなか回復しない。休日診療のある大学病院にも通院したが、まだ回復せず、皮膚が剥けてきている。メーカーに中身を確認したら、植物成分由来のオクタデカンであり、そんなに危険な成分ではないと言われた。早く回復させるのによりアドバイスが欲しい。<消費者>



クールネックリングは、猛暑の中の熱中症予防対策グッズとして、ここ数年、広く利用されています。保冷材には PCM(Phase Change Materials:相転移物質の略) と呼ばれる素材を使用、外側には、主に TPU(熱可塑性ポリウレタン)が使用されています。リングの中の保冷剤は、一定の温度以下で凍結し固体になります。そして凍結した温度で融解して融けるまでその温度を維持することになります。主な成分は、融点が 28℃の炭化水素であるオクタデカンや 22℃のヘプタデカンなどです。刺激性が特に高い物質ではありませんが、装着中に漏れて皮膚に付着すると洗い流しにくく、刺激になることがあります。シーズンを超えて使用した場合など、今後、事故発生をより注視する必要があると思われます。

○シャボンフラワー(ソープフラワー)・・・新しいカテゴリーの製品の表示など

相談事例：<シャボンフラワーを入浴剤として使用して皮膚トラブル>

「製品の表示には「観賞用のため、洗顔には使用しないでください」との記載のあるギフト商品のシャボンフラワーを入浴剤の代わりに使用したところ皮膚がかぶれてしまった」との相談を受けている。このような場合に製品の欠陥として製造物責任(PL)法が適用となるか。<消費生活 C>

一般に石けんは、洗顔・洗たくなどに使用するものですが、枯れない・香りが持続するメリットの「シャボンフラワー」が販売されています。観賞用として使われるものが多いですが、「手や顔もあらせるもの」「浴槽に浮かべて入浴剤として楽しむもの」などの用途の製品も販売されています。今回の製品は「観賞用」と明記しており、「指示・警告上の欠陥」となる可能性は低いかもしれませんが、新しいタイプの製品は、人によってとらえ方が異なります。メーカーは製品の使い方や注意表示を作成するときは、「当たり前」の考えを捨て、使う人がどんな誤使用をする可能性があるか、再度リスクの洗い出しを試みるのが大切です。この事例は、当センターのアクティビティノート 331 号で紹介しました(15 ページ参照)。

アクティビティノート(月次報告書)について

化学製品 PL 相談センターでは、毎月相談状況をお知らせする「アクティビティノート」を発行し、ウェブサイトに掲載しています。2024 年度末には 338 号を迎えました。

この中では、当センターで受けた全相談の内容と回答を紹介するとともに、化学製品による事故を防止するための情報として「ちょっと注目!」、化学に関連した知識や生活の知恵などを紹介した「コラム」を掲載し、興味を持って読んでいただける内容を目指しています。

⁹ 厚生労働省 シックハウス対策 室内濃度指針値一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001377558.pdf>

◇ ウェブサイトのリニューアル 新サイトへの移行について

現在、当センターに寄せられる相談全体の1/4は、インターネットで当センターを知った方からの相談です(6ページ グラフ-3)。スマートフォンが普及し、知りたいことをその場で簡単に調べることができるようになった中、わざわざ相談の電話をしなくても、正しい情報を簡単に入手して自己解決ができることがより求められています。

化学製品PL相談センターは1998年から、一般社団法人日本化学工業協会のウェブサイトでは毎月のアクティビティノートを公開開始、その後ウェブサイトを開設し、啓発資料などを中心とした他の情報を発信してきました。しかし、現在インターネットを閲覧する主流であるスマートフォンでは読みにくいなどの問題も抱えていました。そこで、2025年7月にサイトをリニューアルしました。少しでも化学物質や化学製品に対する不安の自己解決、事故防止のための啓発につながるよう、情報発信をしていく予定です。

2025 年 7 月までのサイト



<https://www2.nikkakyo.org/plcenter>

新サイト (イメージ)



<http://www.chemical-pl.jp>

なお、この改定により、PL相談センターのウェブサイトのアドレスが変更になります。

2025年度は、サイト移行中ですが、今後、タイムリーな情報の発信により皆様のお役に立つサイトにしていきます。引き続き閲覧いただきたくお願いいたします。

化学製品 P L 相談センターウェブサイト

<http://www.chemical-pl.jp>

(2025 年 7 月以降順次内容に移行します)



◇ 2024 年度の「ちょっと注目！」から

『アクティビティノート』 第 331 号(2024 年 9 月発行)掲載



その製品は何？ 誤使用の背景を考えてみよう

消費生活センターから、シャボンフラワーについての相談が入りました。「『観賞用のため、洗顔には使用しないでください』との記載のあるギフト商品のシャボンフラワーを入浴剤の代わりに使用したところ皮膚がかぶれてしまった、との相談を消費者から受けているが、製品の表示に問題はないのか」という内容です。製品の用途と誤使用の背景について考えてみましょう。



○シャボンフラワーとは

シャボンフラワーやソープフラワーと呼ばれる製品は、花びらが石けん成分でできた造花であり、取扱いが簡単なこと、色や香りの持続性が高いことなどから、ギフトや装飾として広く使われているようです。

シャボンフラワーの中には、単に花束やフラワーボックスなどの装飾用として飾るだけではなく、化粧品として、手や顔を洗う「石けん」の用途を持つ製品や、風呂の中に浮かべて「入浴剤」として楽しめる製品なども販売されています。

○誤使用の背景

相談者は、以前入浴剤の用途も記載されたシャボンフラワーを使った事があり、今回も同様の使い方をしたら、皮膚がかぶれてしまったようです。

今回使用した製品は、「観賞用」と表示されている雑貨であり、「洗顔には使用しない」との注意表示がありますが、「入浴剤として使えない」との表示が入っていません。また、「石けん」としても使用もできないので、同様に石けんとしても使うことができません。これは、PL法上の欠陥となるのでしょうか。



○指示・警告上の欠陥とは

PL法における欠陥は「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造者などが当該製造物を引き渡した時期、その他の当該製造物にかかわる事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」とされています。通常予見される使用形態の中には、合理的に予見し得る誤使用も含まれるとされています。また、「欠陥」は、「製造上の欠陥」、「設計上の欠陥」、「指示・警告上の欠陥」の3つに分類され、「指示・警告上の欠陥」は製造物に内在する危険・有害性を使用者が回避するための情報に欠けていたり、あっても内容が不十分であることによる欠陥です。

1)

○当たり前を考え直してみよう

石けんといえば、通常は「身体やその他の汚れを落とす」ために使うものであると一般の使用経験から考えます。しかし、「石けんでつくられた花の入浴剤」としてシャボンフラワーを使用した経験のある人にとっては、他の製品も入浴剤として使えるとってしまう可能性があります。

今回の製品は「観賞用」と明記しており、「指示・警告上の欠陥」となる可能性は低いかもしれませんが、新しいタイプの製品は、人によってとらえ方が異なります。メーカーは製品の使い方や注意表示を作成するときは、「当たり前」の考えを捨て、使う人がどんな誤使用をする可能性があるか、再度リスクの洗い出しを試みるのが大切です。

1) 製造物責任法の概要 Q & A 消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_qa.html

『アクティビティノート』 第 335 号(2025 年 1 月発行)掲載



除湿剤でたまった液は水じゃない

除湿剤 Part 1

冬、特に太平洋側の地域では乾燥注意報が良く出されます。これは、空気が乾燥して火災が起こりやすくなっている時期に、火災に対する注意を呼びかけるために出されるものです。そんな湿度が低い冬でも、暖房が効いた密閉空間では、外気との温度差により結露が生じることも多く、除湿剤が使われることも多くあります。

化学製品 PL 相談センターには、除湿剤の容器にたまった液がもれて衣類や、クローゼットの内部にシミができるといったトラブルが寄せられることがあります。

●塩化カルシウムの除湿剤

除湿剤は、空気中に含まれる水分を吸収するものです。再生できる除湿剤としてシリカゲルを使ったタイプなどもありますが、押入れやクローゼット、シューズボックスなどの除湿によく利用される置き型タイプの除湿剤には主に「塩化カルシウム」が使われています。



塩化カルシウムは、海水中にもわずかに含まれている成分で、豆腐の凝固剤に使われることもあります。また、水に溶ける時に溶解熱を多く発生させ、凝固点を下げることから、道路の凍結防止剤としても利用される物質です。塩化カルシウムは、水と



反応して水和物となります。

さらに、水和反応だけではなく、水分を吸収して液体になる性質(潮解性)があります。塩化カルシウムは水によく溶けます。飽和水溶液の蒸気圧が空気中の蒸気圧よりも小さいので、その差により水分が空気中から塩化カルシウムに移動して、表面に塩化カルシウムの飽和水溶液ができます。蒸気圧が等しくなるまで水分を取り込むと濃度が薄くなるため、固体の塩化カルシウムが溶けて濃度が高くなり、また水分を吸収するのです。すべての固体が液体になるまでこの反応は続きます。

一般にタンクタイプの除湿剤は、タンクの内部が上下に仕切られており、上が透湿性のシートで覆われているものが多いです。タンク上段に入っている粒状の塩化カルシウムが湿気を吸収すると、下段にその水溶液が溜まる仕組みになっています。除湿剤の下に溜まった液体は、水ではなく、アルカリ性の塩化カルシウムの水溶液なのです。

湿気は空気よりも重く、空気が循環しにくいところにたまりやすいので、押入れやクローゼットの中では下の隅に置くのが効果的です。

●液漏れした場合の回復方法

家庭用の除湿剤は、日本産業規格(JIS)により、中に溜まった水分が漏れないように容器の安定性や強度などが定められています。

しかし、倒れたまま気づかなかった場合など、中に貯まった塩化カルシウム水溶液が漏れてしまうことがあります。この液は、アルカリ性です。周囲のものに付着したまま放置すると、シミになることがあります、特に、床や棚などの木製品にしみこんでしまうと、塩化カルシウムが湿気を吸い続け、表面を拭いてもなかなか乾きません。ドライヤーなどで表面を乾かしても、塩化カルシウムが残っている限り、再度吸湿してしまいます。直接洗えない床や壁などについては、濡らした布で水を浸すようにして、染み込んだ塩化カルシウムの液を溶かし、乾いた布でその水気を取り除くことを根気強く繰り返すことが効果的です。この時、人によっては手荒れ等の原因となるほか、皮膚に接触したまま長時間放置すると化学やけどを起こすおそれがありますので、作業をする際には炊事用手袋等のご使用をお勧めします。

衣類に付いた場合は水洗いすることが良いのですが、皮革や絹などに液がしみこむと、アルカリ性のため繊維が変質して元に戻らなくなってしまうことがあります。水で洗えない衣類の場合は専門家に相談することをお勧めします。

●液の廃棄

溜まった液は、水を流しながら排水口に流します。原液をそのまま流すと、アルカリ性のために配管を傷めたりする可能性があります。また、液が皮膚につくと刺激となる場合がありますので、直接液に触らないようにします。ジェル状に固まる製品の場合は、お住まいの地域のルールに従ってごみに出しましょう。

塩化カルシウムが成分の除湿剤を使うときは、次の事に注意しましょう。

1)使用方法を守る

タンク型は水平なところに設置。中の液体がこぼれないように注意

2)交換時期を守る

放置すると液漏れの危険が多くなります

3)透湿シート部分に油分や洗剤などをつけない

透湿シートからの液漏れにつながります

4)溜まった液体は、皮膚につけないように。液体は水を流しながら廃棄。

除湿剤は正しく使って大切な住居や衣類を守りましょう

【参考にした情報】

・日本産業規格 JIS S3106 - 1994

『アクティビティノート』 第 336 号(2025 年 2 月発行)掲載



引き出し用の除湿剤は 上に置く・下に敷く、どちらなの？ 除湿剤 Part 2

衣類を保管しているタンスの引き出しや衣装ケースの中は、空気の流れがないため、湿気がこもりやすくなります。湿気対策として、除湿剤や除湿シートを使用することはとても効果的なことです。ただし、正しく使用しないと、大きなトラブルが発生する可能性があります。当センターに寄せられた相談事例から、事故の原因と除湿剤の種類の違いによる正しい使い方を整理してみましょう。



【相談事例】桐のトレイに 2 枚ずつ着物を入れて保管している。ホームセンターで購入した P B ブランドの除湿剤をトレイの上下に置き、布で着物と接しないようにして保管していた。除湿剤を入れて 2 か月程度だが、除湿剤の中に溜まった水分が染み出して、着物とトレイが変色している。購入したホームセンターの店員が状況を見に来たが、補償できないとただただで、原因など何も教えてくれなかった。除湿剤は 1 つずつ袋に包まれ、「この面を上にして使う」としか書かれていなかった。変色した着物の回復方法をクリーニング店で相談したが、回復は難しいと言われている。

●この事例は、何が問題だったのでしょうか。「この面を上にして使う」とは？

今回使用された製品は、塩化カルシウムが主成分の除湿剤でした。塩化カルシウムは水分を吸収すると液体になる性質(潮解性)を持っています¹⁾。個装の一方の面は空気中の水分をシート内に取り込むために微細な穴が開いている吸湿面、反対の面は水分が染み出さないための防水面となっています。面によって役割が異なるため、吸湿面を上にして、衣類の一番上に置くように指定されています。今回の事例では、除湿剤の吸湿面を上に向けて、着物の下に敷いてしまったことが問題でした。

●なぜ、変色した着物が回復できないのでしょうか？

除湿剤に吸湿された液体は、水ではなく、アルカリ性の塩化カルシウムの水溶液です(主成分の他に保水剤が配合されゲル化させています)。そのため、染み出した液が衣類に付着するとシミになることがあり、絹や革製品などアルカリに弱い繊維がシミになった場合には回復ができないケースもあります。

●「この面を上にして使う」は、一般的なのでしょうか？

タンスの引き出しや衣装ケース使用する除湿剤の代表的な成分として、塩化カルシウムの他に二酸化ケイ素を原料としたシリカゲルがあります。シリカゲルは表面に小さな

穴があいた多孔質構造となっていて、物理的作用で水分を抱え込みます。塩化カルシウムの除湿剤は、吸湿面に衣類が触れないように、吸湿面を上にして一番上に置きますが、シリカゲルの除湿剤は、表裏の指定がなく、引き出しや衣装ケースの下に敷くタイプもあります。同じタンスの引き出し用の除湿剤であっても、主成分や形状によって使い方が異なります。また、水分を含んだ湿気は空気よりも重く、下に溜まりやすいため、同じ塩化カルシウムの除湿剤であっても、クローゼットなどの空間に使用するタンクタイプの除湿剤は、下に置くのが効果的とされています。

●今回のような事故を起こさないために

事故を起こさないためには、製品の使い方、注意表示を確認して正しい使い方をすることはいうまでもありません。今回の事例は、衣類の下に置いて使ったことから、消費者の誤使用に起因する事故ということになります。ただし、この除湿剤には「この面を上にして使う」と記載はあっても、「衣類の一番上に置く」との表示はなかったようです。

また、除湿剤には、成分や形状によって、上に置くもの・下に敷くものと正反対の使い方がありますが、成分や形状の記載はなく「除湿剤は下に置くと効果的」と情報発信されているサイトもあります。これを見ると、一般的な除湿剤の使い方は、下に置くものと思ってしまうでしょう。

製造物責任（P L）法では、事故を防止・回避するために適切な情報を製造者が与えていなかった場合、指示・警告上の欠陥となります。P L法には注意表示に関する規定はありませんが、予見可能な誤使用なども考慮して、事故防止のためのより丁寧な注意表示をすることが望ましいと思われます²⁾。

消費者としては、タンスの引き出し用や衣装ケース用の除湿剤を使うときは、次のことを覚えておきましょう。

◆除湿剤は成分によって置く場所が違う

シリカゲルは下に敷くことができるが、塩化カルシウムは下に置くと大きなトラブルになる可能性がある

製品の使い方、注意表示を確認して正しい使い方をすることは全製品共通です。

【参考にした情報】

- 1) 化学製品 P L 相談センター ちょっと注目『除湿剤でたまった液は水じゃない』
<https://www2.nikkakyo.org/system/files/chumoku335.pdf>
- 2) 製造物責任法の概要 Q&A | 消費者庁 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_qa.html#q11

◇ 2024 年度の「コラム」から

『アクティビティノート』 第 338 号(2025 年 4 月発行)掲載

化学製品 PL 相談センターは
今年で創立 30 周年を迎えます

化学製品 PL 相談センターは、今年の 6 月 1 日で創立 30 周年を迎えます。今年は、数回にわけて 30 周年振り返りやこれからについてもご紹介したいと思います。

●なりたち

製造物責任法が平成 6 年(1994 年)7 月 1 日に制定された際に、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それに伴う具体的な取り組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、PL 事故だけではなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応ずる機関として、化学製品 PL 相談センターが(一社)日本化学工業協会(日化協)内の独立組織として、平成 7(1995)年 6 月 1 日に創立されました。

●相談対応

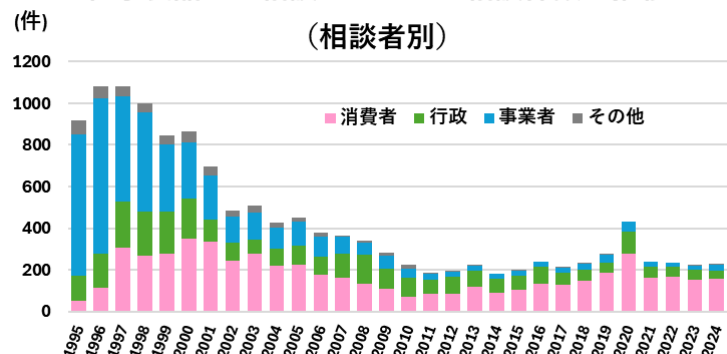
創立当初は、日化協の会員事業者および会員事業団体とその会員会社により構成された「PL ネットワーク」と連携して対応を進めた事案も多く、事業者からの相談の割合が他の PL センターと比較しても高い割合でした。

2000 年以降、消費者からの相談が事業者からの相談よりも多くなってきます。現在では、消費者からの相談が全体の約 7 割を占めるようになりました。また、相談の内容も、事故や品質クレームに関する相談から、化学物質の安全性などについての問合せである一般相談の割合が多くなり、現在に至っています。相談件数は、2011 年くらいまで減少傾向でしたが、その後は新型コロナウイルス感染症関連の相談時

各民間 ADR の相談における事業者等からの申し出の占める比率

民間 ADR 名	事業者等の利用率	期間
(財)自動車損害賠償センター	9.0%	H8.4~H8.9
家電 PL センター	32.1%	H8.4~H9.2
生活用品 PL センター	39.4%	H8.4~H9.2
消費生活用製品 PL センター	34.4%	H8.4~H9.2
ガス石油機器 PL センター	38.7%	H8.4~H9.2
化学製品 PL 相談センター	69.3%	H8.4~H9.3

平成 8 年(1996 年)度 化学製品 PL 相談センター活動報告書より

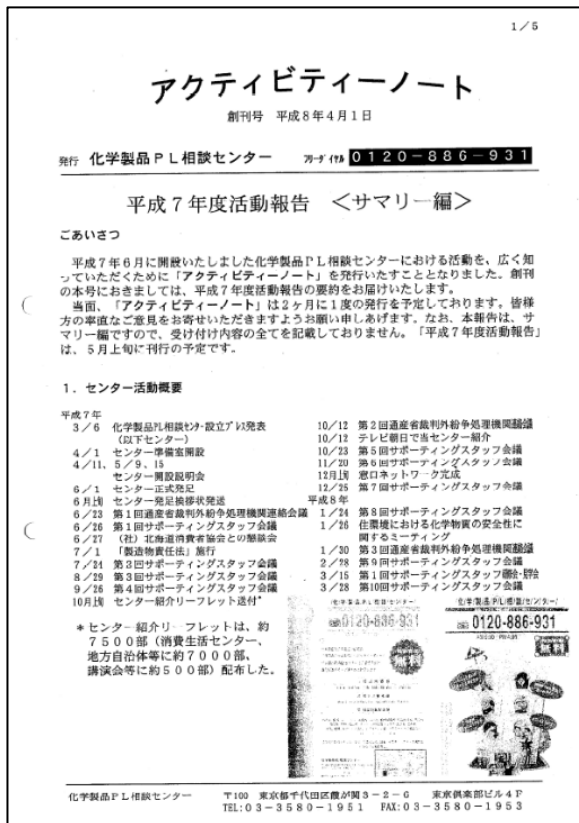
化学製品 PL 相談センター 相談件数の推移
(相談者別)

を除き、相談件数は 200 件前後とほぼ一定の件数が続いています。なお、2024 年度の相談状況については、7 月初旬に発行予定の 2024 年度活動報告書にて詳しくご報告します。

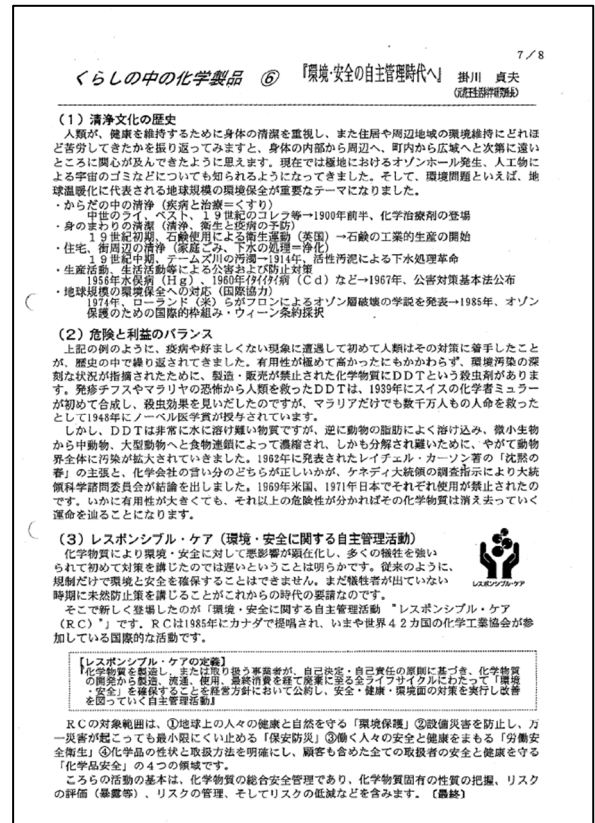
●アクティビティノート

アクティビティノートは、創立 2 年目、平成 8(1996)年 4 月 1 日に第 1 号が発行されました。当初は 2 か月に 1 回の発行、FAX による配布でしたが、平成 10(1998)年 5 月からは、新しく立ち上げられた日化協のウェブサイトによる公開を中心とした形式の毎月発行となりました。

相談関連以外の初めての記事掲載は、第 2 号から 6 回連載した「くらしの中の化学製品」でした。その後、相談をうけた注意喚起や、化学に対しての様々なコラムなどの情報発信などを行っています。



アクティビティノート第 1 号（1996 年 4 月発行）の表紙



初めての連載「くらしの中の化学製品」 最終回原稿
(1997 年 4 月発行 アクティビティノート 8 号より)

●2025 年度からの変更

今まで 30 年間、化学製品 PL 相談センターの相談は、稼働日が均等になるように、毎月の締め日を調整し、翌月 10 日に、アクティビティノートを発行して相談状況を紹介していました。

30 周年を迎えた本年令和 7 年度からは、毎月 1 日から月末までの相談をその月の相談件数として集計し、翌月 15 日を目途としてアクティビティノートにてご報告をします。(4 月度のみ、前月分に入らなかった 3 月末の相談も含めた件数とします。)そのため、次回 5 月度のアクティビティノートの発行は、5 月 15 日(木)となります。

引き続きよろしくお願いいたします。

◇ 2024 年度の主な対外活動

(1) **活動報告会** … 2023 年度の当センターの活動について報告および招待講演

7 月 5 日 東京(住友不動産六甲ビル)

7 月 10 日 大阪(大阪科学技術センター)

(2) **関連機関との交流**

6 月 21 日 消費者庁消費安全課と各 PL センターで実施

11 月 15 日 消費者庁消費安全課と各 PL センターで実施

(3) **啓発講座**

6 月 27 日 青山学院大学大学院理工学研究科 講義

9 月 29 日 亀岡市消費生活センター 消費生活講座

11 月 15 日 名古屋市消費生活センター 消費生活講座

11 月 25 日 一宮市活力創造部観光交流課 消費者セミナー

(4) **関連省庁、消費生活センター、消費者行政担当部門との交流**

- ・消費者庁消費者安全課
- ・国民生活センター 商品テスト部
- ・東京都消費生活総合センター
- ・大阪府消費生活センター
- ・京都府消費生活安全センター
- ・兵庫県立消費生活総合センター
- ・愛知県消費生活総合センター
- ・大阪市消費者センター
- ・西宮市消費生活センター

◇ 名簿

(1) **運営協議会**(2024 年 5 月 31 日、11 月 1 日に開催)

当センターの運営について指導・助言をくださる第 3 者機関です。

委員(敬称略・2025 年 3 月末現在)

中村 正光 東京大学 工学系研究科 特任教授

有田 芳子 主婦連合会 参与 環境部長

工藤 操 一般社団法人 消費科学センター 企画運営委員

野田 夜賜重 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 週末電話相談室主任相談員

清水 浩 日本プラスチック工業連盟 専務理事

進藤 英雄 一般社団法人 日本化学工業協会 専務理事

(2) **サポータースタッフ**

日化協職員及び日化協団体会員からなるメンバー。メンバーの助言のもと相談対応にあたっています。

メンバー所属団体(11 団体)

(一社)日本化学工業協会、塩ビ工業・環境協会、化成品工業協会、クロープライフジャパン(旧農薬工業会)、(一社)日本オートケミカル工業会、(一社)日本食品添加物協会、日本石鹼洗剤工業会、日本接着剤工業会、(一社)日本塗料工業会、日本ビニル工業会、日本プラスチック工業連盟

◇ 終わりに

2024 年度に当センターに寄せられた相談件数は 228 件となりました。1995 年 6 月 1 日の創立以来、合計 13,241 件になります。この 30 年間で、化学物質の安全性に対する考え方も、事後の規制から予防原則に基づく規制へと大きく変化してきました。また、一般の消費者が入手できる情報量も、正しい情報からデマまで含めて膨大になってきています。

現在、当センターには、何かしらの情報に接して不安を覚えた方からの「化学物質や化学製品の安全性について」の相談が、とても多く寄せられます。安全性を考えるということは、個人が自分におけるリスク評価をすることです。そのためには、リスク評価のための二つの要素、「ハザード」と「暴露」の両方の考え方を相談者に伝え、相談者が自身の状況におけるリスク評価ができるように情報を提供することが大切であると考えています。また、消費生活センターからの相談に対しては、相談員が消費者と対応する際の化学的知見のサポートができればと考えています。

インターネットにさまざまな情報が開示されている現在、「ハザード」情報を知ることは比較的容易になってきました。しかし、「暴露」の要素を考慮して考えるのは非常に難しいことです。当センターでは、電話による双方向のコミュニケーションを通じて、「相談者がどんな情報に接して相談をしてきたのか」の背景と状況を確認しながら、対応を進めています。その際、中立な立場の機関として、推測で伝えるのではなく、公開されている情報をもとに、「現在までに明らかになっている事実」と「検討中である課題」を分けて、わかりやすく内容を伝えるように心がけています。

相談件数は、ここ数年ほとんど変化をしていません。現在は、若年層を中心に、電話でのコミュニケーションを苦手とする人も増えてきました。そんな人達にも、少しでも情報を届けられるように、2025 年 7 月にウェブサイトの改定をいたしました。ネットに氾濫する多くの情報の中で、少しでも役立つ情報を発信できるよう、今までアクティビティノートなどで発信した内容、相談者から届いた声を中心として、多くの方の自己解決につながっていけるような情報を、少しずつ発信していきたいと考えています。引き続き、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

2025 年 6 月

活動報告書 資料編のご案内

2024 年度の全相談の対応詳細、アクティビティノートに掲載の「ちょっと注目！」「コラム」の全記事などを、別途「活動報告書 資料編」に掲載しています。
当センターウェブサイトからご確認ください。

https://chemical-pl.jp/report2025/2024_details.pdf



ウェブサイトのご案内



サイトアドレスが変更になります。(2025 年 7 月以降順次)

旧) <https://www2.nikkakyo.org/plcenter>

新) <https://www.chemical-pl.jp>

新サイトはこちらから



- ・月次報告書「アクティビティノート」は毎月 15 日ごろに公開いたします。
- ・その他よくある相談などについても公開していく予定です。

出前講師のご案内

出前講座は、一般消費者向け、消費生活センターなどの相談員向けなど、内容はできる限り依頼者の要望にお応えしています。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

～ TEL 03-3297-2602 担当：伊東 ～



化学製品 PL 相談センター ニュースメールメンバー登録受付中

「アクティビティノート」の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時メールでお知らせします。

- ・どなたでも登録できます。
- ・お申込みは E-mail (pl@jcia-net.or.jp) まで

件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入下さい。①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先
③ご所属・ご担当など ④ご連絡先の電話・メールアドレス をお知らせください。

※ご連絡いただきました行員情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

化学製品 P L 相談センター2024 年度活動報告書

化学製品 PL 相談センター

〒104-0033

東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

一般社団法人 日本化学工業協会

TEL: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604

URL: <https://www.chemical-pl/>

本報告書に掲載した内容の無断転載を固く禁じます。